生活保護法等による指定医療機関（医科・歯科・薬局・訪問看護）の皆様へ

平成２６年７月からの指定医療機関制度の改正について

広島県　健康福祉局　社会援護課

別　紙

　平成２６年７月１日より，生活保護法の改正に伴い，生活保護法等による指定医療機関制度についても見直しが行われました。

○主な改正点

　改正後の生活保護法（以下新法）による指定医療機関制度は，健康保険の取扱等を参考にした見直しが行われました。主な改正点は次のとおりです。

1. 指定要件及び指定取消要件が明確化されました。
2. 指定制度が有期指定となり，健康保険同様に更新制が導入されました。
3. 不適切な事案への対応が強化されました。
4. 指定要件（取消要件）の明確化

　欠格事由等に当たる医療機関は指定不可・指定取消となります。

**(欠格事由の例)**

・当該申請に係る医療機関が健康保険法に規定する保健医療機関又は保険薬局ではないとき。

・開設者が，禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

・申請者が，指定医療機関の指定を取り消され，その取消しの日から起算して５年を経過しないものであるとき。等

**（指定除外要件の例）**

・被保護者の医療について，その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

また新法施行後は健康保険法あるいは生活保護法のいずれか一方で指定が取り消されたら，他方も指定取消しとなるように制度が改正されました。

1. 指定医療機関の指定の更新制が導入されたこと。→詳しくは裏面へ

これまでは一度指定したら，廃止あるいは辞退等が提出されるまで生活保護法等による指定医療機関としての扱いをしていましたが，今後は健康保険と同様，有期認定となります。

なお，改正前の生活保護法による指定を受けている医療機関については，新法施行後１年間は新法による指定がなされたものとみなされます。

1. 不適切な事案への対応の強化

過去の不正事案にも対応できるよう指定医療機関の開設者であった者等についても，立ち入り検査等をすることができるようになりました。

　また，指定医療機関が偽りその他不正な手段により支払いを受けた場合に，返還されるべき額のほか，100分の40を乗じた額以下の金額を徴収できるものとされました。

みなし期間における申請手続きについてのお知らせ

　既に改正前の生活保護法による指定を受けている指定医療機関については，経過措置により，平成２７年６月３０日までは新法による指定を受けたものとみなされます。

　しかし，平成２７年７月１日以降に生活保護法による医療扶助を実施する場合は，新法による指定を受けていただく必要があります。

１　いつまでに申請しなくてはならないのですか？

　平成２７年６月３０日までに更新の申請をしていただく必要があります。

　ただ，全体の件数が多いので，円滑に事務処理を行う必要から，提出期間を分けて申請の受付を行わせていただきます。提出期間は，次のとおりですが，それぞれの提出期間に関わらず随時の受付も可能ですので，平成２７年６月３０日までに申請漏れのないようお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| **医　　科** | **平成26年８月～10月** |
| **歯　　科** | **平成26年11月～12月** |
| **調剤・訪問看護** | **平成27年１月～３月** |

２　手続に必要な書類（申請書等）はどこでもらえるのですか？

　申請書等は，制度変更のお知らせ通知と一緒に送付してありますが，県のＨＰからもダウンロードできます。

　広島県のＨＰ＞ＴＯＰ＞組織で探す＞社会援護課をご覧ください。

３　手続に必要な書類には何がありますか？

　次の書類が必要です。

1. 新法の申請書
2. 誓約書

記入要領は，申請書の裏面に記載があります。

４　申請書類はどこに提出するのですか？

　指定を受ける医療機関が所在する地を所管する福祉事務所の，生活保護の担当部局に提出してください。（別紙一覧表を参考にしてください。）

　指定は県本庁で行い，市町福祉事務所を通じて指定通知書を送らせていただきます。

５　その他，わからないことがあった時の問い合わせ先は？

　広島県内（広島市・福山市を除く）に所在する医療機関については，次へお問い合わせください。

広島県　健康福祉局　社会援護課　生活保護グループ

　℡０８２－５１３－３１４８（直通）　８：３０～１７：１５

広島県内　福祉事務所等一覧表

１　市福祉事務所

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施機関 | 公費負担者番号 | 郵便番号 | 所　在　地 | 電話番号 |
| 竹原市 | １２３４１６１６ | 725-8666 | 竹原市中央五丁目１－３５ | 0846(22)7742 |
| 三原市 | １２３４２０１０ | 723-8601 | 三原市港町三丁目５－１ | 0848(67)6059 |
| 尾道市 | １２３４２１１９ | 722-8501 | 尾道市久保一丁目１５－１ | 0848(38)9126 |
| 府中市 | １２３４２４１６ | 726-8601 | 府中市府川町３１５ | 0847(43)7149 |
| 三次市 | １２３４２５１５ | 728-8501 | 三次市十日市中二丁目８－１ | 0824(62)6146 |
| 庄原市 | １２３４２６１４ | 727-8501 | 庄原市中本町一丁目１０－１ | 0824(73)1166 |
| 大竹市 | １２３４２７１３ | 739-0692 | 大竹市小方一丁目１１－１ | 0827(59)2147 |
| 東広島市 | １２３４２８１２ | 739-0015 | 東広島市西条栄町８－２９ | 082(420)0405 |
| 廿日市市 | １２３４２９１１ | 738-8501 | 廿日市市下平良一丁目１１－１ | 0829(30)9166 |
| 安芸高田市 | １２３４３０１８ | 731-0592 | 安芸高田市吉田町吉田７９１ | 0826(42)5615 |
| 江田島市 | １２３４３２１６ | 737-2297 | 江田島市大柿町大原５０５ | 0823(43)1638 |

２　町福祉事務所

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施機関 | 公費負担者番号 | 郵便番号 | 所　在　地 | 電話番号 |
| 大崎上島町 | １２３４３１１７ | 725-0401 | 豊田郡大崎上島町木江４９６８ | 0846(62)0302 |
| 安芸太田町 | １２３４３３１５ | 731-3622 | 山県郡安芸太田町下殿河内２３６ | 0826(25)0250 |
| 北広島町 | １２３４３４１４ | 731-1595 | 山県郡北広島町有田１２３４ | 050(5812)1851 |
| 世　羅　町 | １２３４３５１３ | 722-1112 | 世羅郡世羅町本郷９４７ | 0847(25)0072 |
| 神石高原町 | １２３４３６１２ | 720-1522 | 神石郡神石高原町小畠２０２５ | 0847(89)3335 |
| 海 田 町 | １２３４３７１１ | 736-8601 | 安芸郡海田町上市１４－１８ | 082(823)9220 |
| 熊 野 町 | １２３４３８１０ | 731-4292 | 安芸郡熊野町中溝一丁目１－１ | 082(820)5614 |
| 坂 　 町 | １２３４３９１９ | 731-4393 | 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目１－１ | 082(820)1505 |
| 府　中　町 | １２３４５０１３ | 735-8686 | 安芸郡府中町大通三丁目５－１ | 082(286)3159 |

３　広島県　社会援護課　生活保護グループ

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 機関名 | 公費負担者番号 | 郵便番号 | 所　在　地 | 電話番号 |
| 広島県 | － | 730-8511 | 広島市中区基町１０－５２ | 082(513)3148 |

４　広島市・福山市・呉市（いずれも代表として市本庁の生活保護担当課を記載しています）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 機関名 | 公費負担者番号 | 郵便番号 | 所　在　地 | 電話番号 |
| 広島市 | １２３４１０１２  ～１２３４１０８７  区により異なります | 730-8586 | 広島市中区国泰寺一丁目６－３４  地域福祉課保護係 | 082(504)2138 |
| 福山市 | １２３４４０１６ | 720-8501 | 福山市東桜町３－５  生活福祉課 | 084(928)1066 |
| 呉市 | １２３４１３１９ | 737-8501 | 呉市中央四丁目１－６  生活支援課 | 0823(25)3141 |